

# 公立大学法人高崎経済大学ハラスメントの防止等に関する規程

平成23年度

規程第34号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学職員就業規則（平成23年度規程第24号。以下「就業規則」という。）第36条第2項の規定に基づき、公立大学法人高崎経済大学（以下「法人」という。）におけるハラスメントの防止及び対策並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) セクシュアルハラスメント 役員、職員、学生等又は関係者（以下「構成員」という。）が他の構成員に対して、相手の意に反する性的な性質の言動を行うことにより向学意欲、労働意欲（以下「向学意欲等」という。）及び就労、修学、教育並びに研究のための環境（以下「教育研究環境等」という。）を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動をいう。
- (2) アカデミックハラスメント 構成員が他の構成員に対して、その職務上の地位又は権限を不当に利用して、その指導等を受ける者の向学意欲等及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動をいう。
- (3) パワーハラスメント 構成員が他の構成員に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、又は向学意欲等及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動をいう。
- (4) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 構成員が他の構成員に対して、妊娠、出産、育児又は介護を理由として、向学意欲等及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動をいう。
- (5) その他のハラスメント 構成員が他の構成員に対して、飲酒の強要、誹謗、中傷、風評の流布等により人権を侵害して、向学意欲等及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動をいう。
- (6) ハラスメント 前5号に掲げる言動をいう。

- (7) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため、職員の就労上若しくは学生等の修学上の環境が害されること又はハラスメントへの対応に起因して職員が就労上若しくは学生等が修学上の不利益を受けること。
- (8) 部局 学部、研究科及び事務局をいう。
- (9) 部局長 前号に掲げる部局の長をいう。
- (10) 役員 理事長、副理事長、理事及び監事をいう。
- (11) 職員 教員、事務職員、有期雇用職員、非常勤職員及び委託又は派遣等により法人において就労する者をいう。
- (12) 学生等 学生、科目等履修生、聴講生、研究生等法人において修学する者をいう。
- (13) 関係者 学生等の保護者及び関係業者等法人と業務上の関係を有する者をいう。  
(理事長等の責務)

第3条 理事長は、法人におけるハラスメントの防止等に関して総括するとともに、役員、職員及び学生等に対してこの規程の周知徹底を図り、ハラスメントの防止等に努めなければならない。

- 2 部局長は、当該部局におけるハラスメントの防止等に努めるとともに、ハラスメントに対し迅速かつ適切に対処しなければならない。  
(役員等の責務)

第4条 役員、職員及び学生等は、ハラスメントを行ってはならず、その防止に協力しなければならない。  
(ハラスメント防止対策委員会)

第5条 法人におけるハラスメントの防止等に関する事項を処理するため、ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）を置く。

- 2 防止対策委員会は、次に掲げる事項を行う。
  - (1) ハラスメントの防止等に関する研修、啓発活動の企画立案及び実施
  - (2) ハラスメントに関する相談、被害又は加害の事実確認及び被害者救済に関する対策の審議及び検討並びに当事者に対する指導及び勧告
  - (3) その他ハラスメントを防止するために必要とする事項
- 3 防止対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。この場合において、委員総数のうち2人以上を女性とするものとする。
  - (1) 副学長
  - (2) 事務局長
  - (3) 学生部長
  - (4) 学部長

(5) 理事長の指名する教員 2人

(6) 理事長の指名する事務職員 2人

4 防止対策委員会に委員長及び副委員長を置く。

(1) 委員長は、教育担当副学長をもってあて、会務を総理する。

(2) 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

(3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 防止対策委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(1) 防止対策委員会は、全委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開会し、議決することができない。ただし、委員のいずれかを代理人に指名した委任状が提出されたときは出席したものとみなす。

(2) 防止対策委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(3) 委員長は、防止対策委員会の会議における審議事項及び審議結果について理事会に報告するものとする。

6 防止対策委員会は、業務の適正実施を期するため、弁護士その他専門的知識を有する者を、理事長がアドバイザーとして委嘱する。

7 防止対策委員会は、必要があると認めるときは、個々の案件について委員長が指名した委員3人及びアドバイザーにより調査を行うことができる。ただし、軽微なものはアドバイザーの参加を必要としない。

8 防止対策委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

9 防止対策委員会は、必要があると認めるときは、ハラスメントの加害者に対し注意勧告を行うことができる。

10 委員長は、次条第5項に基づく報告を受けた場合その他委員長が必要と認めた場合には、臨時に防止対策委員会を開催することができる。

(相談室)

第6条 防止対策委員会に、ハラスメントに関する相談及び苦情処理を行うため、ハラスメント相談室（以下「相談室」という。）を置く。

2 相談室に相談室長及び相談員を置き、相談室長には学生部長をあて、相談員には次に掲げる者をもってあてる。

(1) 前条第3項に規定する委員以外の者で、教員のうちから委員長が指名するもの若干人

(2) 公立大学法人高崎経済大学事務分掌規程（平成23年度規程第18号）第9条に規定する室長及び各グループリーダー

3 相談員は、相談及び苦情の受付並びに当事者又は関係者等から公正な事情聴取を行い、必要に応じ適切な指導及び助言を行う。

4 相談員は、前項に規定する事情聴取を行うときは、前条第6項に規定するアドバイザーを同席させなければならない。ただし、軽微なものはアドバイザーの同席を必要としない。

5 相談室長は、相談員と協議の上、必要に応じ相談及び苦情の具体的事項を防止対策委員会委員長に報告するものとする。

(従事制限)

第7条 委員及び相談員は、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題の当事者又は関係者等となった場合には、当該事案について委員及び相談員として関連する事務に従事することができない。

(措置等)

第8条 防止対策委員会の審議を経て、ハラスメント行為の事実関係があり、処分又は修学、就労、教育、職場、生活環境等の改善を行うことが必要であると認められた場合には、理事長は所要の措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第9条 委員、相談員及びアドバイザーは、任務において知り得た情報について秘密を厳守しなければならない。

2 委員、相談員及びアドバイザーは、ハラスメントに関する対応にあたる場合は、当事者又は関係者等から公正な事情聴取を行うものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

第10条 役員、部局長及び職員は、ハラスメントに関する相談又は被害者救済に対する協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員又は学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日の前日において、高崎経済大学ハラスメントの防止等に関する規程（平成19年学内告示第1号）の規定に基づきなされた審議及び相談等で、施行日において現に手続が継続しているものについては、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年3月14日第151号）

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月13日第68号）

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年8月8日第11号）

この改正は、平成26年8月8日から施行する。

附 則（平成27年3月11日第90号）

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月14日第4号）

この改正は、平成30年12月1日から施行する。